

第1章 総論

1 計画の中間見直し

- 本県では、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していくため、平成11年3月に「山形県環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。環境基本条例に基づき、平成12年10月に「山形県環境計画」を、平成18年3月に「山形県新環境計画」を、平成24年3月に「第3次山形県環境計画」（以下「本計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する各種の施策に取り組んできました。
- また、「第3次山形県総合発展計画」（平成22年3月策定）に掲げる県全体の施策の展開方向に沿った環境施策の展開を図るとともに、東日本大震災及び原子力発電所の事故を踏まえた、地球温暖化対策として重要なエネルギー施策の抜本的な見直しや放射性物質対策に取り組んできました。
- その結果、県民運動の展開による省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの地域導入、県民参加の森づくり活動の普及、生活排水処理施設の整備などで着実な進展が見られる一方で、温室効果ガスの排出量の更なる削減や、ごみの減量化・リサイクルの促進、野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化など、各分野において引き続き課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。さらに、環境問題に取り組むに当たって考慮すべき内外の社会経済の状況も変化しています。
- これらの状況を踏まえて、引き続き「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現を目指し、諸課題の解決に向けた本計画の実効性を高めるため、平成28年度に本計画の中間見直しを行いました。

2 計画の性格

- 本計画は、環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、本県における環境の保全及び創造に関する最も基本となる計画です。
- また、本計画は、平成22年3月に策定された新たな県づくりの指針となる「第3次山形県総合発展計画」を踏まえ、環境分野の基本計画として施策の展開方向を示すものです。
- 新たな県づくりの柱となるエネルギー政策は、安全安心で持続可能な地域社会をつくるうえで、また、地球温暖化を防止する対策としても重要です。なかでも再生可能エネルギーの導入は、省エネルギーの推進とともに、温室効果ガスの排出削減対策の両輪となるものです。このため、今後、本計画及び「山形県エネルギー戦略」に基づく再生可能エネルギー導入の施策を着実に推進していくことで、原子力発電

への依存度合いを徐々に少なくしながら、ゆくゆくは原子力には頼らない「卒原発社会」の実現につなげていきます。

- 県が実施するあらゆる施策や事業は、環境への配慮の視点を入れながら、本計画との整合性を確保しつつ、推進していきます。また、本計画の実現には、県民に最も身近な自治体である市町村の果たす役割が大きく、市町村と連携しながら推進することが重要です。さらに、様々な環境課題の解決に向けては、県や市町村のみならず、県民、事業者、民間団体が各々の役割分担のもとに連携、協力しながら、自主的かつ積極的に取り組む必要があります。このため、本計画は、環境の保全及び創造に向けての各主体の取組みの指針ともなるものです。

3 計画の対象期間

- 本計画の対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間（見直し後の計画の対象期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間）とします。
ただし、計画の策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の変化等が生じた場合は、随時の見直しも行います。

4 計画の対象地域

- 本計画の対象地域は、山形県全域とします。
ただし、地球温暖化問題など県内のみならず地球規模での環境に影響を及ぼす課題に関しては、県内での取組みを通じて貢献していくものとします。

(参考) 第3次山形県環境計画の位置付け

◎山形県環境基本条例(平成11年3月県条例第7号)

(環境計画)

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「環境計画」という。)を定めなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境計画を定めるに当たっては、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。

○第3次山形県総合発展計画 長期構想(平成22年3月策定～概ね10カ年)

II 県づくり構想

3 地域社会～豊かで質の高い暮らしや活力ある産業を支え続ける「地域社会」の実現～

(1) 良好な環境と暮らしや産業が共に高まり合う「環境先進地山形」の形成
(山形ならではの“自然との共生の文化”に基づく環境地域づくりの推進)

- ①多様な命を育む水、森などの保全・活用
- ②自然との共生のもとに主体的に行動する人材の育成
- ③環境や文化を活かした地域づくり活動の促進

(低炭素社会などの形成に向けた先進的な地域システムづくりの推進)

- ①環境制約に対応したライフスタイルの転換を促す新たな仕組みづくり
- ②先進的、実験的な地域システムの構築

(地域の環境資産の活用による経済活力の向上)

- ①リサイクル産業のさらなる振興
- ②新たな環境関連産業の創出・育成
- ③環境活動に対する内外からの活力の引き込み

第3次山形県環境計画(平成24年3月策定:平成23～32年度)

～持続的発展が可能な安全で美しいやまがた創り～

【6つの基本目標】

- | |
|---------------------------|
| 1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築 |
| 2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化 |
| 3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築 |
| 4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築 |
| 5 安全で良好な生活環境の確保 |
| 6 環境教育を通じた環境の人づくり |

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県地球温暖化対策実行計画 ・ 山形県エネルギー戦略 ・ 山形県循環型社会形成推進計画 ・ 山形県生物多様性戦略 ・ 鳥獣保護管理事業計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県水資源保全総合計画 ・ 山形県生活排水処理施設整備基本構想 ・ 山形県環境教育行動計画 |
| など | |